

## 保育士資格取得支援事業 申請の流れ

		申請時期	本市からの通知
事業 計画	(1) 事業計画書の提出	養成施設等に入学した日又は養成施設等からの 受講許可を得た日の属する年度中	補助金事業計画 認定通知書 (第2号様式)
	(2) 事業計画書の提出		
	(3) 事業計画書の提出		
	(4) 申請の必要無し	/	/
交付 申請	(1) 交付申請書の提出	保育士証の交付を受け、所属する保育所等で保育士として 勤務を開始した日の属する月の末日	補助金交付決定通知書 (第5号様式)
	(2) 交付申請書の提出	保育士証の交付を受け、保育所等に勤務を開始した日の 属する月の末日	
	(3) 交付申請書の提出	保育士証の交付を受け、所属する保育所等で保育士として 勤務を開始した日の属する月の末日	
	(4) 交付申請書の提出	保育士証の交付を受け、保育所等に勤務を開始した日の 属する月の末日	
実績 報告	(1)	当該年度終了後又は当該事業終了後、 すみやかに。	補助金額確定通知書 (第13号様式)
	(2) 実績報告書の提出		
	(3)		
	(4)		
請求	(1)	補助金額確定通知を受領後、 すみやかに。	/
	(2) 請求書の提出		
	(3)		
	(4)		